

1 目的

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「福井県いじめ防止基本方針」に則り、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止、早期発見及び解決を図るための基本となる事項を定め、全ての生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、全ての生徒が安心して生活し学ぶことができる環境を整えるため、一人ひとりの尊厳を重んじ、多様性を認め合いながら相互に尊重し合う学校文化の醸成に、主体的に取り組む。
- (2) 本校は、いじめを「どの生徒にも、どの学級でも起こりうるもの」と捉え、軽微な兆候であっても「いじめ」として積極的に認知し、早期発見・早期対応に組織的に取り組む。
- (3) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

- (1) 人権教育の推進と豊かな心の醸成
人権に関するホームルーム活動や講演会、対話型ワークショップ等を通して、多様性を認め合い、自己肯定感を高めるとともに、他者の痛みを共感できる態度を育てる。
- (2) 特別活動・地域連携の充実
生徒会活動、学校行事、部活動、および「商工デパート」等の地域連携活動を充実し、集団の中での役割と責任、協働の大切さを学び、よりよい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- (3) 情報モラル教育の推進
タブレット端末等の活用に合わせ、情報モラル教育を定期的実施する。SNS上でのコミュニケーションの難しさや、ネット上のいじめが法的責任に問われる可能性についても指導を行う。

4 いじめの未然防止のための取組み

- (1) 教育相談体制の充実
クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談を通して、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。また、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）との相談機会を確保する。
- (2) 生徒への啓発
いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等についてホームルーム、生徒集会や学年集会等において生徒への注意喚起に努める。SNS等インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることについて、外部講師による講演会を実施し、生徒の理解を深めるよう努める

5 いじめの早期発見のための取組み

- (1) 定期的・多角的な実態把握
月1回の定期的なアンケート調査（自己チェックシステム）を実施するとともに、面談週間を併用し、生徒の小さな変化や予兆を迅速かつ確実に察知する。また、ICTを活用したアンケート等の導入により、生徒がSOSを発信しやすい環境を整える。
- (2) 教職員間の情報共有の徹底
教職員間で「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」との共通認識を持ち、アン

ケート結果や日常の観察で得た些細な情報であっても、一人で抱え込まずに組織全体で情報を共有する。

(3) 家庭・地域・外部機関との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。また、越前警察署（スクールサポーター）や丹南青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換を行い、校外における兆候の早期発見に努める。

6 いじめの早期解決に向けた取組み

いじめの疑いが生じたときは、「いじめ対応サポート班」を中心に組織的に対応する。

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たるなどの早期対応を行う。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。また、加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、越前警察署（スクールサポーター）や丹南青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および越前警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策検討委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策検討委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当

- （活動）
- ・いじめ問題対応の年間計画の作成
 - ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きた際、直ちに「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、クラス担任、養護教諭

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) 「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組みを評価する。

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組みやいじめの未然防止のための取組みに関すること。

・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組みに関すること。

(2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。